

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、昭和50年4月から51年3月までは7万6,000円、同年4月から52年3月までは10万4,000円、申立期間②のうち53年9月は19万円、申立期間③のうち57年7月は13万4,000円、申立期間④のうち、58年6月は22万円、同年7月は20万円、同年8月及び同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月は24万円、同年12月から59年2月までは22万円、同年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①及び④に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立期間②のうち昭和53年9月、申立期間③のうち57年7月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月1日から52年4月1日まで
② 昭和53年2月1日から56年3月25日まで
③ 昭和56年8月10日から58年3月1日まで
④ 昭和58年6月6日から59年7月31日まで

ねんきん定期便を受け取り、A社とB社に勤務したときの標準報酬月額を確認したところ、私が保管する給料支払明細書の金額と相違しているので、当時の報酬月額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①のうち、昭和50年4月から51年12月までの期間及び申立期間③のうち57年7月、B社に係る申立期間②のうち、53年9月及び申立

期間④については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は当該期間においてオンライン記録より高額 of 標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社に係る申立期間①のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人は給料支払明細書を所持しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することはできないが、オンライン記録の標準報酬月額が同額となっている 51 年 8 月から 52 年 3 月までの期間のうち、給料支払明細書で確認できる 51 年 8 月から同年 12 月までの保険料控除額は同額 (4,732 円) であることを考慮すると、52 年 1 月から同年 3 月までについては、当該額の厚生年金保険料が控除され、また、申立人の報酬月額については、51 年 12 月以前の給料支払明細書に係る報酬月額の状況から、52 年 1 月から同年 3 月までにおいて、標準報酬月額で 10 万 4,000 円に相当する額が支給されていたものと推認される。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、申立期間①のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までは 7 万 6,000 円、同年 4 月から 52 年 3 月までは 10 万 4,000 円、申立期間②のうち、53 年 9 月は 19 万円、申立期間③のうち、57 年 7 月は 13 万 4,000 円、申立期間④のうち、58 年 6 月は 22 万円、同年 7 月は 20 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 22 万円、同年 10 月は 20 万円、同年 11 月は 24 万円、同年 12 月から 59 年 2 月までは 22 万円、同年 3 月は 24 万円、同年 4 月は 22 万円、同年 5 月は 20 万円、同年 6 月は 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に係る申立期間①及びB社に係る申立期間④においては、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、当該事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は当該期間について、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、B社に係る申立期間②のうち、昭和 53 年 9 月及びA社に係る申立期間③のうち、57 年 7 月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂

正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和 53 年 2 月から同年 8 月までの期間及び同年 10 月から 56 年 2 月までの期間、申立期間③のうち、56 年 8 月から 57 年 6 月までの期間及び同年 8 月から 58 年 2 月までの期間については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

岩手厚生年金 事案 802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和42年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月16日から同年12月5日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和42年11月16日から同年12月5日まで未加入期間があった。転勤はあっても、継続して同じ会社に勤めており、被保険者期間に空白があるのは納得できない。

厚生年金保険料控除が確認できる在職期間中の給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が名前を挙げた複数の元同僚の供述及び申立人が保管していた給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（同社B事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び同僚が「11月中に本社に異動した。」としていることから、A社（本社）における被保険者資格の取得日を、同社B事業所における資格喪失日と同日の昭和42年11月16日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は既に廃業しており、事業主及び役員の所在は不明であるため、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでな

いと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和55年3月3日にB社に入社し、63年7月1日にA社へ社名変更後の同年10月31日に退社したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日になっている。正しい資格喪失日は同年11月1日だと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が保管する従業員名簿により、申立人が昭和63年10月31日に同社を退職したことが確認できる。

また、当該事業所を通じて申立期間当時の事務担当者に確認したところ、「申立人の資格喪失日を昭和63年11月1日とすべきところ、間違えて同年10月31日と届出した。10月分の厚生年金保険料については、通常の月末退職時の手続と同じように、給与から控除したと思う。」と供述していることから、申立人は申立期間において当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記載から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が昭和63年10月31日を申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け出た

ことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 2 月 26 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 42 年 4 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年 4 月から同年 9 月までは 2 万 8,000 円、同年 10 月から 43 年 9 月までは 3 万 6,000 円、同年 10 月から 44 年 1 月までは 4 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月頃から 44 年 2 月 26 日まで

私は昭和 42 年 3 月頃から 49 年 9 月 1 日まで A 社に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に A 社に勤務していたとする複数の同僚は、「申立人は正社員として申立期間も継続して勤務していると思う。」と供述している。

また、申立人と勤務形態及び業務内容が同じで、申立人が同時期に当該事業所に入社したと供述している複数の同僚は、入社したときには申立人は勤務していたと供述しており、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同僚の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和 42 年 4 月 1 日となっていることが確認できる。

さらに、申立期間に当該事業所で事務を担当していた者及び複数の同僚は「正社員であればすぐに厚生年金保険等に参加することになっているはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 42 年 4 月 1 日

から44年2月26日までの期間において当該事業所に勤務し、同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同種同業で同時期に勤務した同僚の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、昭和42年4月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から43年9月までは3万6,000円、同年10月から44年1月までは4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に昭和42年4月1日付けの資格取得届が提出されていた場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を複数回提出する機会があることとなるが、これら複数回の機会において社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から44年1月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和42年3月頃から同年4年1日については、申立人が同時期に入社したと供述している同僚は、同年3月25日又は同月26日から勤務したと供述しているが、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、厚生年金保険の資格取得日は同年4月1日となっている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 807

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、11万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日
前回、資格喪失日に係る申立てにより、平成17年12月31日まで厚生年金保険の被保険者期間として認められたが、賞与記録が無かった。同年12月9日の賞与記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成17年分賃金台帳及び同年12月分賞与給与支給明細書により、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額(11万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したので厚生年金保険料も納付したと主張しているが、当時、申立人は申立期間において厚生年金保険の被保険者期間ではなく、年金事務所から提出された健康保険料厚生年金保険料児童手当拠出金増減内訳書により、平成17年12月分厚生年金保険料の納付対象者から申立人は除外されていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手国民年金 事案 676 (事案 488 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私の申立期間の国民年金保険料については、集金人が毎月来訪し、保険料を手渡しして納付していたが、年金記録確認第三者委員会の審議結果では、記録訂正の必要無しとされた。

私が申立期間当時の集金人に国民年金保険料を納めていたとする証言者がいるので、申立期間の保険料を納付していたものとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金保険料を町内会婦人部の集金人の A 氏に毎月納付したとしているが、何年頃から納付し始めたかは不明だとしており、A 氏の後任の集金人は、A 氏が集金を担当する前に、制度発足から何年間かは A 氏とは別の担当者が集金していたとしていることから、制度発足時の昭和 36 年 4 月から A 氏に納付したとする申立人の主張には不自然な点が見られること、ii) 同年 3 月に国民年金手帳記号番号が払い出されて以降、B 市以外に住民票を異動していないことから、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 8 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前述の A 氏の後任の集金人である C 氏は「申立人が、申立期間において A 氏に国民年金保険料を納付していた。」と証言しているので、国民年金保険料を納付していたと認めてほしいとしている。

しかし、申立期間当時、申立人が居住していた地区の住民で国民年金保険料の納付が確認できる 3 人に対し、当該地区の集金人について聴取したところ、制度発足時の昭和 36 年 4 月から A 氏が集金人であったとする証言は得られなかった。

また、B市作成の申立人に係る国民年金被保険者票には、A氏とは別の担当者の記載がある上、当該担当者は既に他界していることから、その親族に申立期間当時の地区の集金人について照会したところ、当該担当者は、地区の住民に対し、国民年金への加入の勧誘を行い、制度発足時の昭和36年4月から、国民年金保険料の集金を数年間行っていたとしている。

さらに、前述のC氏に対し、申立てに係る具体的な証言内容を聴取したところ、同氏は「制度発足時の昭和36年4月から、地区では別の担当者が国民年金保険料の集金を行っており、数年後に後任のA氏が保険料を集金するようになった。」と供述している。

これらのことから、申立期間において、A氏が制度発足時の昭和36年4月から集金人であったとする状況が確認できない上、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 677

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から8年3月まで
年金記録を確認したところ、申立期間において、国民年金保険料が未納と記録されていた。

私は当時、大学生で所得が無く、国民年金保険料の納付が困難であったため、父親に免除の申請をしてもらい、承認を受けていた。

申立期間が未納となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、平成8年5月20日に払い出されていることが確認でき、当該払出時期から、国民年金の加入手続が行われたのは同年5月と推認されるところ、当時の国民年金法では、申請した日の属する月の前月以降の保険料が免除される規定となっており、申立人の免除が同年4月からとなっていることに不自然さは無く、申立期間は、免除ができない期間であったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、B市から住民票を異動していないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入及び申請免除の手続について、申立人の父親が全て行ったとしているところ、申立人の父親は既に他界しており、申請免除手続等の状況について、具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、20 歳前から実家で自営業をしており、当初は国民年金に加入していなかったが、昭和 50 年 4 月以降の国民年金保険料については、父が集金人に納付していたはずだ。

自分の分と同様に父が国民年金保険料を納付した弟については、納付済みとなっていながら、私の申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の父が集金人に納付していたとしているところ、A 市作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料及び申立人の弟の同年 6 月から 52 年 3 月までの保険料は、それぞれ同年 6 月以降にまとめて、集金人には納付することができない過年度保険料として納付されている上、申立人の両親については、当時、50 年 4 月から 54 年 3 月までの期間が保険料の申請免除期間となっているなど、52 年 3 月以前の保険料について、集金人への現年度納付が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立人の父が申立人及びその弟の国民年金保険料を納付したとしているところ、前述の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその弟の昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの保険料は、同日に現年度納付されていることが確認できるものの、申立期間②については、申立人と同様にその弟も保険料の未納期間となっている。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付を行

っていたとする申立人の父は既に他界しており、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 5 月に国民年金に任意加入し、父の A 銀行（現在は、B 銀行）の口座からの引き落としにより、継続して国民年金保険料を納付していたので、申立期間だけが未納期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月まで継続して、申立人の父の A 銀行の口座からの引き落としで国民年金保険料を納付したとしているところ、C 村（現在は、D 市）作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同村で国民年金に任意加入後、57 年 5 月及び同年 6 月の保険料を、同年 6 月 30 日に納付していることが確認できる。

しかしながら、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間当初の昭和 57 年 7 月に C 村から E 市へ転出し、62 年 5 月に再び C 村へ転入していることが確認できるところ、申立期間当時、A 銀行は、E 市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関にはなっていない上、前述の国民年金被保険者名簿には、申立期間後の 58 年 4 月から 61 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料の検認記録欄に、「他市町村で納付済」との記載が確認でき、申立人の父が C 村で継続して保険料を納付していたとする申立人の主張には、不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、C 村で国民年金の加入手続をした際に、国民年金保険料の納付書が交付された記憶は無く、E 市では、国民年金の手続や保険料の納付をしたことはないと供述しているほか、申立人の父から当時の状況を聞くことは困難としており、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から同年10月までの期間及び4年11月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月から同年10月まで
② 平成4年11月から同年12月まで

私は、将来のことを考え、国民年金の加入手続を欠かさず行い、送付されてきた納付書により国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A地区で国民年金の加入手続を行い、納付書により国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の同番号の状況により、平成元年2月以降に払い出され、この頃住民登録していた同地区において加入手続が行われたものと推認できるが、その後、申立人は厚生年金保険の被保険者となったことから国民年金の被保険者の資格を喪失しており、申立人が、申立期間①及び②の保険料を納付するためには、同地区において、それぞれ国民年金の加入手続を行う必要があるものの、オンライン記録によると、申立期間①及び②を含む平成2年8月から同年10月までの期間及び4年11月から5年8月までの期間に係る国民年金被保険者資格の記録は、7年2月13日に追加されており、当該記録の追加時点まで、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間として管理されており、申立期間①及び②当時、申立人に対して納付書が発行されることは無い上、当該記録の追加時点では、申立期間①及び②は時効が完成しているため、遡って保険料を納付することができない。なお、当該記録の追加時点で、時効完成直前である5年1月を始期とした国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金に加入時点から申立期間①及び②を通じて、A

地区から住民票を異動していないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月

私は、地区の納税組合に間違いなく国民年金保険料を全期間納付していたはずなので、申立期間において、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A町（現在は、B市）作成の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 46 年 11 月 16 日に厚生年金保険に加入したことに伴い国民年金被保険者資格を喪失し、47 年 5 月 1 日に被保険者資格を再取得したことが確認できる上、同名簿における国民年金被保険者資格の取得及び喪失年月日は、国民年金被保険者台帳と一致する。

このことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立期間に係る納付書が発行されることは無く、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、前述の国民年金被保険者名簿によると、申立人の妻に係る昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの検認記録欄には、同年 5 月 31 日付けで国民年金保険料納付の検認印が確認できるところ、申立人に係る同年 5 月及び同年 6 月の同欄には、妻と同様の検認印が確認できるものの、同年 4 月の同欄には検認印は無く、「資格喪失」のゴム印が押されており、申立人が保険料を納付したことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 682

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 59 年 9 月まで
私が 20 歳になったことにより A 市から国民年金への加入勧奨を受け、母が父の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付してくれた。
それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が A 市で申立期間の国民年金保険料を納付するためには、同市で申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないところ、国民年金受付処理簿により、申立人に対する同手帳記号番号の払出しの有無を調査したが、申立期間中に同市において、申立人の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、戸籍の附票によると、申立人は昭和 56 年 10 月に A 市から転出したことが確認できるほか、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号の状況から、62 年 4 月に県外で払い出され、申立人が 20 歳に到達した 52 年*月に遡って被保険者の資格を取得していたものと推認される。

以上のことを踏まえると、申立期間当時、申立人は国民年金に加入していないことから、申立期間の納付書が発行されることは無く、申立人の母は申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 683（事案 357、634 の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和3年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年8月まで

私の申立期間の国民年金保険料については、私の亡き義母が納めてくれていたはずであるにもかかわらず、年金記録確認第三者委員会での再審議結果でも記録訂正の必要無しと判断された。

前回の再申立てにおいて、記録訂正は認められないとした委員会の判断理由の一つとして、私の夫の妹（以下「義妹」という。）の供述内容が挙げられているが、これは義妹が難聴であるにもかかわらず電話による聴取が行われたため、義妹が質問内容をよく理解できないまま曖昧に回答したものであり無効である。

義妹に対し、再度、面談による聴取を実施し、その供述内容を基に改めて委員会審議にかけて、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の亡き義母や当該保険料を集金していたとする区長は既に他界しており、申立期間の保険料を納付していたことの証言は得られず、申立期間の具体的納付状況は不明であること、及び社会保険庁（当時）の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和48年9月であり、同年8月以前は国民年金の未加入期間であることから保険料を納付することはできない期間であること等を理由として、既に平成21年2月13日付けで当委員会の決定に基づく総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、前回の再申立てに際し、申立期間の国民年金保険料納付の事実について証言してくれる者として、申立人の義妹、娘及び元A町役場

年金担当職員の名前を挙げていることから、これらの者に照会したところ、義妹及び娘は、「当時、区長さんが自宅を訪れていたのは承知しているが、どのような用向きで見えられたのかは不明であり、国民年金保険料のやり取りを実際に確認したわけではない。」と回答しており、元A町役場年金担当職員も「昭和 62 年頃、申立人の夫が役場を訪れ、申立人の年金記録の訂正を求めたとする件について、はっきり記憶に残っているわけではなく、申立期間に係る国民年金保険料預り証を確認した記憶も無い。」と供述していること等を理由として、既に平成 22 年 8 月 3 日付けで当委員会の決定に基づく総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が再度行われている。

申立人は、今回の再々申立てに際し、義妹に対する面談による聴取を希望していることから、面談聴取を実施したところ、義妹は、「自分はB県C町（現在は、D市）の農家に嫁いだが、昭和 42 年の 5 月か 6 月頃に田植えが終わって、前年の秋に生まれた娘をおぶって実家に遊びに来た折、区長さんが訪問してきたのを記憶している。自分は茶の間に居たが、応対した母に何の用事であったか尋ねたところ、義姉（申立人）の国民年金保険料を納付してあげているという話を聞き、はがき大の保険料預り証を見せられた。それは、現在兄（申立人の夫）が保管している預り証と同じものであったが、年度欄の記載や国民年金保険料額までは覚えていない。」と供述しているものの、その供述を裏付ける関連資料等は得ることができなかった。

申立人の申立ては、77 か月の長期に及ぶ国民年金未加入期間の国民年金保険料の納付であり、今回の供述内容のみをもって、申立期間の保険料納付を認めるに足る判断材料とは言い難く、その他に委員会の先の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月25日から26年9月1日まで

私は、昭和24年の入社から27年の退職まで休むことなく継続してA社（現在は、B社）に勤務していたが、一部の期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかないので、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答により、時期及び期間は特定できないが、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の第二工場に勤務していた同僚として、申立人が名前を挙げた8人のうち、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認できない同僚が4人、申立人と同時期に被保険者期間に空白がある同僚が3人おり、同3人は、申立人と同じ昭和26年9月1日に再度当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。ほかの一人については、女性の同僚であり、申立期間とその前後の被保険者記録が継続しているところ、申立人は、「男性の職工は第二工場ですべて勤務していたが、女性は補助作業を担当しており、第一工場と第二工場を行き来していた。」と供述している。

これらのことから、当該事業所における厚生年金保険の加入については、所属や職種などにより異なる取扱いがなされていたと考えられ、複数の男性職工について一時期、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚22人のうち、連絡可能な同僚一人に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

さらに、事業主は、「亡くなった先代社長から、申立人が勤務していたことは

聞いているが、現在当社には、当時のことを知る者がおらず、関連資料も保管していない。」と回答しており、申立人の申立内容を裏付ける関連資料及び供述を得ることができなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録によると、申立人は当該事業所において昭和24年6月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得、25年3月25日に資格を喪失し、26年9月1日に再度被保険者資格を取得していることが確認でき、同記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月 24 日から同年 12 月 5 日まで
② 昭和 45 年 10 月 23 日から 47 年 1 月 26 日まで
③ 平成 14 年 9 月 8 日から 15 年 3 月 11 日まで
④ 平成 15 年 11 月 5 日から 16 年 7 月 14 日まで

私は、申立期間①はA丸に、申立期間②はB号に、申立期間③はC丸に、申立期間④はD丸にそれぞれ乗船していたが船員保険の被保険者記録が無い。

間違いなく乗船していたので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳には、申立期間①から④までに係る雇入及び雇止年月日が記載されているが、これは船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日の根拠とすることができない。

船舶所有者であるEに係る申立期間①について、申立人から提出された船員手帳によると、同氏が所有するA丸において、昭和 42 年 7 月 24 日雇入れ、同年 12 月 5 日雇止めと記録されている。

しかしながら、A丸に係る船員保険被保険者名簿には、船舶所有者がEではなくFと記載されていることから、E氏の後継者に確認したところ、「Eは父で、Fは祖父であるが、どちらも既に他界しており、申立期間当時は16歳から17歳頃であり、船員保険については何も分からない。」としていることから、具体的

な供述を得ることができなかった。

また、船員保険被保険者名簿によると、F氏が船舶所有者となっているA丸は、申立期間①を除く昭和41年9月1日から同年12月までの期間及び43年8月28日から同年11月15日までの期間は船員保険が適用される船舶となっているが、申立期間①については、その記録は確認できない。

さらに、申立人と一緒に乗船したとする複数の元同僚も、申立期間①において船員保険被保険者の記録は確認できない。

船舶所有者であるG社に係る申立期間②について、申立人から提出された船員手帳によると、同社が所有するB号において、昭和45年10月23日雇入れ、47年1月26日雇止めと記録されていることが認められる。

しかしながら、当該事業所に申立人の申立期間②に係る勤務実態や船員保険の加入について照会したところ、当時、B号はHに設立された合弁会社I社に貸船していたが、乗組員名や船員保険の記録、保険料の納付については、資料が残っていないことから分からないとしており、具体的な供述を得ることができなかった。

また、G社からI社に現物出資されたとするJ号の船長をしていたとする者は、「B号より前にHで操業し、その後B号と一緒に漁を行ったが、どちらの船もI社が運行及び管理を行い、給料も同社から支給されており、貸出期間中は船員保険の対象外だった。その事は、G社から各乗組員に説明され、各自、国民健康保険に加入していたと思う。」と供述している。

さらに、申立人が一緒に乗船したとする複数の元同僚及びB号の船長も申立期間②において船員保険被保険者記録は確認できない。

船舶所有者であるK社に係る申立期間③について、申立人から提出された船員手帳によると、同社が所有するC丸において、平成14年9月8日雇入れ、15年3月11日雇止めと記録されていることが認められる。

しかしながら、当該事業所及び元役員に申立人の申立期間③に係る勤務実態や船員保険の加入について照会したが、回答は無く具体的な供述を得ることができなかった。

また、全国健康保険協会の記録によると、申立人は平成13年3月19日から15年3月19日まで健康保険任意継続被保険者となっていることが確認できる。

船舶所有者であるLに係る申立期間④について、申立人から提出された船員手帳によると、同氏が所有するD丸において、平成15年11月5日雇入れ、16年7月14日雇止めと記録されていることが認められる。

しかしながら、当該船舶所有者に申立人の申立期間④に係る勤務実態や船員保険の加入について照会したが、当時の資料は残っておらず、事務担当者は現在病氣療養中でほとんど記憶が無いため詳しいことは分からないとしていることから、具体的な供述を得ることができなかった。

また、当該船舶所有者は、「D丸には私を含めて5人から6人ぐらい乗り組ん

でいて、毎年9月から翌年6月まで漁を行い、7月から8月までは準備期間とするパターンを何十年も繰り返してきた。」としているところ、同様の船員保険の記録がある者は一人しかおらず、申立人が一緒に乗船したとする複数の元同僚も申立期間④において船員保険被保険者記録が無い。

さらに、M県N町の記録によると、申立人は申立期間④を含む平成15年3月19日から16年9月1日まで国民健康保険被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から④までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 805

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から10年9月10日まで

私は、A社に昭和61年11月21日に作業員として入社し、その後、事業主に依頼して、平成元年6月1日から10年9月10日に会社倒産により退社するまで厚生年金保険に加入してもらった。

申立期間について、ねんきん定期便の記録を確認したところ、当該事業所における標準報酬月額が、平成元年6月から2年9月までは30万円、同年10月から9年9月までは32万円、同年10月から10年8月までは44万円と記録されていたが、給与の額については平均して50万円だったことを記憶している。

当時の厚生年金保険料の控除額を証明するものは無いが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

しかしながら、申立期間のうち、平成6年12月から7年3月までの期間については、申立人から提出のあった給与明細書(写)から、申立人のA社における給与の総支給額は確認できるが、厚生年金保険料控除額は記載されていない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は平成10年9月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は当時の関係資料が無く、申立期間における申立人の報酬額及び厚生年金保険料控除額については不明としている。

る。

さらに、当時の事務担当者は、「現場の作業員の給料は、基本給と出来高給で支給されており、通常の仕事のとくと請負工事のとくとで基本給は変動し、申立人の給与は、平均すると 30 万円ぐらいだった。」と供述している。

加えて、当該事業所において、厚生年金保険の被保険者となっていた複数の元同僚に照会したが、申立人が申立期間において主張する申立内容を裏付ける供述や関連資料を得ることはできなかった。

また、当該事業所のオンライン記録を見ると、役職者又は正社員以外、申立期間において、標準報酬月額が 50 万円以上の者はいない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 808

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月 26 日から 53 年 5 月 1 日まで

私は申立期間においてA事業所に勤務していたが、年金事務所に確認したところ厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、昭和 53 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、59 年 12 月 2 日に商法第 406 条ノ 3 第 1 項の規定により解散している上、申立期間当時の代表取締役文書照会をしたが回答を得ることができず、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することはできなかった。

また、当該事業所に申立期間当時、勤務していた複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 2 月 1 日から平成 9 年 12 月 21 日まで A 社に勤務したが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

会社から厚生年金保険をやめ、夫の扶養に入るよう打診され了承したことがあったが、申立期間も継続して勤務していたことは間違いないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和 53 年 2 月 1 日から平成 9 年 12 月 20 日まで A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和 53 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、55 年 9 月 1 日に資格喪失及び被保険者証を返納したと記録されている上、オンライン記録によると 61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者資格を取得、平成 4 年 1 月 1 日に同資格を喪失し、同日に申立事業所において再度、厚生年金保険被保険者資格を取得し、9 年 12 月 21 日に同資格を喪失している。

また、申立人は、厚生年金保険をやめることについて了承した後は、夫の被扶養者となったと供述しているところ、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票、オンライン記録及び申立人の夫が組合員であった B 共済組合の回答によると、申立人は、昭和 57 年 1 月 1 日から 60 年 2 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から平成 4 年 1 月 21 日までの期間において被扶養者であったことが確認できるほか、C 健康保険組合の回答によると、申立人は昭和 56 年 7 月 17 日から 60 年 4 月 1 日までの期間は同健康保険組合の被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立事業所及び複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける供述や関連資料を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 810

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 22 日から 3 年 10 月 31 日まで
知人（現在の夫）に誘われて、A社B事業所の派遣社員としてC社で一緒に働いた。給与明細書は無いが申立事業所に係る夫の厚生年金保険被保険者記録はあるのに私の被保険者記録は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が平成 2 年 8 月 21 日から 3 年 9 月 13 日までの期間においてA社B事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間の勤務実態や厚生年金保険の加入について、A社本社に照会したが、「10 年ほど前に、当時正社員でなかった者の書類は処分し不明である。」と回答しており、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができなかった。

また、当時A社B事業所で派遣社員を管理していた複数の正社員に照会したところ、厚生年金保険の具体的な手続は不明であるものの、「会社では、派遣社員に厚生年金保険の加入を勧めることはなかった。」、「派遣社員に厚生年金保険を説明しても加入する人は少なく、本人の希望があれば加入させていた。」、「短期間で辞める人が多かったので、すぐには厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述していることから、申立事業所では、全ての従業員の勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 811

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、標準報酬月額が昭和 41 年 7 月は 5 万 6,000 円であるにもかかわらず、その 6 か月後の 42 年 1 月では 4 万 2,000 円に減額されている。給料が下がった記憶も無く、会社に確認したところ給料が下がったことはないとのことなので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「履歴カード」には、申立人の本給額は、昭和 41 年 4 月 1 日は 3 万 1,000 円、42 年 4 月 1 日は 3 万 5,200 円及び 3 万 9,900 円と記載されており、本給額が減額された形跡は無い。

また、当該事業所は、「当時の給与明細書等の資料は無く標準報酬月額について不明だが、昭和 40 年は創業 15 年に当たり、同年から 41 年にかけて顧客獲得キャンペーンに取り組んでおり、残業手当や何らかの手当を給料に上乗せしたかもしれない。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が入社した前後の期間である昭和 28 年 4 月から 36 年 6 月までの間に被保険者資格を取得した従業員のうち、ほとんどの者が 42 年 1 月に随時改定で標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

加えて、当該事業所における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。